

大阪市中央公会堂開館100周年記念事業ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市中央公会堂開館100周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、大阪市が定めた別図記載のロゴマークをいう。

(使用基準)

第3条 ロゴマークについて、次に掲げるすべての使用基準を満たす場合、使用することができる。

- (1) 法令や公序良俗に反しないこと
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用しないこと
- (3) 自己の商標とする等、独占的に使用しないこと
- (4) 大阪市中央公会堂の信用及び品位を害しないこと
- (5) 別図に定める形、色等により使用するものとし、別図に定める以外の変化をさせないこと。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用方法)

第5条 この要綱を遵守していれば、何人もロゴマークを使用することができる。

2 大阪市が必要と認めるときは、使用者に対し、使用に関する資料を求めることができる。

(使用の中止)

第6条 大阪市は、ロゴマークの使用に関し、次のいずれかに該当すると認める場合は、その使用を差し止め、又は中止させることができる。本条による差し止め又は中止により、使用者が損害等を受けた場合でも、大阪市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任は一切負わない。

- (1) 第3条に定める使用基準に反しているとき
- (2) その他、大阪市が使用を不適切と認めるとき

(権利の帰属)

第7条 ロゴマークの一切の権利は、大阪市に帰属する。

(責任の制限)

第8条 使用者がロゴマークの使用により損害を受けた場合又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、大阪市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任は一切負わない。

附 則

この要綱は、平成29年9月11日から施行する。